

八代市物件供給等における入札及び契約に係る情報の公表要領

本市の物件供給、役務、賃借等（以下「物件供給等」という。）における入札及び契約に関する事項の公表については、本要領により行う。

第1 競争入札参加者資格等の公表

1 公表する事項

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

2 公表の時期

競争入札参加者資格等を定め、又は作成した後速やかに公表する。

3 公表の方法

- (1) 1の(1)については、契約検査課において閲覧方式により公表するとともに、市のホームページにおいて公表する。
- (2) 1の(2)については、契約検査課において閲覧方式により公表するとともに、くまもと県市町村電子入札システムの入札情報公開サービスシステム（以下「入札情報公開サービスシステム」という。）において公表する。

4 公表の期間

当該事項が有効な期間とする。

第2 入札及び契約の内容等の公表

1 対象業務

八代市が発注する物件供給等のうち、契約検査課で競争入札に付したものとする。

2 公表する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格をさらに定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 役務の提供において、一般競争入札又は指名競争入札を行った場合における予定価格
- (7) 自治令第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (8) 自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けた場合の最低制限価格、及び最低の価格をもって申込みをした者を

落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

3 公表の時期

2の(1)については、当該資格を定めた後速やかに公表する。

2の(2)、(4)、(5)、(7)及び(8)については、落札者の決定後速やかに公表する。

2の(3)については、指名競争入札通知後速やかに公表する。

2の(6)については、一般競争入札を行った場合は競争参加資格確認通知後速やかに、指名競争入札を行った場合は指名競争入札通知後速やかに公表する。

4 公表の方法

契約検査課において閲覧方式により公表するとともに、入札情報公開サービスシステムにおいて公表するものとする。なお、公表は、次に掲げる手続によるものとする。

(1) 2の(1)については、入札公告による。

(2) 2の(2)から(8)については、入札結果表による。

5 公表の期間

公告又は指名の通知をした日の属する年度及び翌年度とする。

第3 指名停止措置の内容の公表

指名停止措置の内容の公表については、次のとおりとする。

(1) 公表する事項

指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止期間及び指名停止の理由

(2) 公表の時期

指名停止措置を行った後速やかに公表する。

(3) 公表の方法

指名停止措置業者(別記様式)により、契約検査課において閲覧方式により公表するとともに、入札情報公開サービスシステムにおいて公表する。

(4) 公表の期間

当該公表をした日から当該指名停止の期間の終期までとする。

附 則

この要領は平成17年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八代市物件供給等における入札及び契約に係る情報の公表要領の規定は、この要領の施行日以後に指名をする者について適用し、同日前に指名をする者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。